療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第72号

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

療育センター条例施行規則(昭和51年岩手県規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(診療科名)	(診療科名)
第3条 センターの診療科名は、小児科、整形外科、神経内科	第3条 センターの診療科名は、小児科、整形外科、児童精神
、泌尿器科、 <u>精神科</u> 及び歯科とする。	科、神経内科、泌尿器科、 <u>眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテー</u>
	<u>ション科</u> 及び歯科とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。